

第8次粉じん障害防止総合対策のポイント

平成25年度～平成29年度

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、法令で規定する措置を講ずることはもとより、より防護係数が高い呼吸用保護具の使用等の自主的な取組をすることが望まれます。

本総合対策は、事業者が講ずべき措置等の実施を推進するため、今後5年間に事業者が特に実施すべき事項等を定め、その周知及び実施の徹底を図り、粉じん障害防止対策の一層の推進を図ることを目的としています。

重点事項及び重点業種

①アーク溶接、岩石・鉱物の裁断、研磨、ばり取りの作業

窯業土石製品製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械等製造業、採石業等、建設業

②金属等の研磨作業

金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械等製造業、建設業

③ずい道等建設工事

④離職後の健康管理

事業者が講ずべき実施事項

アーク溶接作業と岩石等の裁断・研磨等の作業

○粉じん則及びじん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

屋外でのアーク溶接作業、岩石・鉱物の裁断、研磨、ばり取り作業の従事者に対し呼吸用保護具の着用の徹底、屋外でのアーク溶接作業者に対する健康診断の実施

○作業環境

屋内でアーク溶接作業を行う場合、全体換気装置による換気の実施、より効果的に粉じんの発散防止を図るため局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置

○作業管理

保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適切な選択、使用及び保守管理の推進、電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進

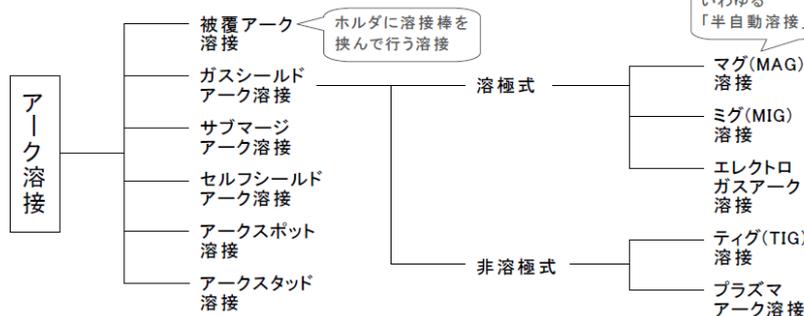
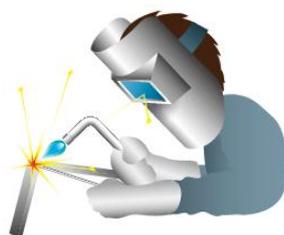
○衛生教育

アーク溶接従事者に対して、特別教育に準じた教育の実施



参考

次の溶接の種類全てが、本対策でいう「アーク溶接」に該当します。



金属等の研磨作業



○特定粉じん発生源に対する措置の徹底

局所排気装置、プッシュプル型換気装置の設置及び除じん装置の設置

○作業環境

- 1 特定粉じん発生源以外の粉じん作業では、全体換気装置による換気の実施、より効果的に粉じんの発散防止を図るための局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置
- 2 作業環境測定を実施し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、作業環境を改善するために必要な措置の実施

○作業管理

- 1 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任及び検査、点検の実施
- 2 保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適切な選択、使用及び保守管理の推進、電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- 3 たい積粉じん清掃責任者の選任、たい積粉じん除去のための清掃の推進

○衛生教育

特定粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育の実施

ずい道等建設工事

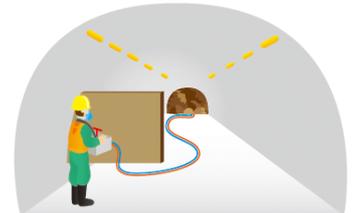
○ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく措置の徹底

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置を講じ、必要に応じ、「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」を参照

○作業管理

次の作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具を着用させるとともに、予備電池、休憩室での充電設備の確保

- ①動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業
- ②動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ③コンクリート等を吹き付ける場所における作業



○元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底

ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

共通事項

○健康管理

- 1 じん肺健康診断を実施し、その結果に応じて、労働者の実状等を勘案の上、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業へ転換措置の実施
- 2 「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康教育の推進
- 3 積極的な禁煙の働きかけの実施
- 4 離職する粉じん作業従事者等に対するじん肺健康診断の実施



○離職後の健康管理

- 1 じん肺の所見がある粉じん作業従事者が離職するときは、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」の配布及び健康管理手帳の交付申請方法の周知
- 2 じん肺の所見のない粉じん作業従事者が離職するときは、じん肺健康診断結果証明書の写し等の提供